

電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程

制定 平成16年11月17日規程第88号
最終改正 令和5年1月11日規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「施行令」という。）第8条の特に優れた業績による返還免除に基づき、大学院において独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）で返還免除候補者として推薦すべき者（以下「免除候補者」という。）及び返還免除の内定候補者として推薦すべき者（以下「内定候補者」という。）の選考に必要な事項を定めるものとする。

2 免除候補者及び内定候補者の選考に係る取扱いについては、独立行政法人日本学生支援機構法、施行令その他の関係法令及び機構が定める規程等によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(候補者選考委員会)

第2条 免除候補者及び内定候補者の選考は、電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は職員
- (3) 情報理工学研究科長
- (4) 情報理工学研究科の各専攻を担当する専任の教授、准教授のうちから選出された者各1人
- (5) 学務部学生課長
- (6) その他委員長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には、第3条第2号の者をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(免除候補者の推薦対象者)

第7条 免除候補者の推薦対象者は、奨学生に採用された者（機構から返還免除予定者として内定を受けた者を含む。）で、選考を行う年度内に貸与を終了した者及び終了予定

の者とする。

(内定候補者の推薦対象者)

第7条の2 内定候補者の推薦対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 奨学生に採用された者で、選考を行う年度内に大学院博士後期課程に進学した者
- (2) 選考を行う年度の次年度に大学院博士前期課程へ入学し奨学生となる予定の者のうち、修学支援新制度を利用している者又は住民税非課税世帯である者

(推薦方法)

第8条 免除候補者又は内定候補者となることを希望する者(以下「希望者」という。)

は、申請書に必要事項を記入し、必要に応じて添付書類を付し、所定の手続きにより願出しなければならない。

2 希望者(第7条の2第2号に該当する者を除く。)は、前項の願出を行う前に指導教員の推薦を得るものとする。

(免除候補者の推薦基準)

第9条 免除候補者となることを希望する者が、専攻分野に係る教育研究に関連して、次の各号の一について優れた業績を挙げたときは、機構に推薦することができる。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツ競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (10) その他機構が定める実績

(内定候補者の推薦基準)

第9条の2 第7条の2第1号に該当する希望者が、専攻分野に係る教育研究に関連して、次の各号の一について優れた業績を挙げたときは、機構に推薦することができる。

- (1) 大学院博士後期課程進学時の入試結果
- (2) 大学院博士前期課程の成績
- (3) 大学院博士前期課程の研究科長からの推薦
- (4) 前条各号の免除候補者の推薦基準の業績

2 第7条の2第2号に該当する希望者が、次の各号の一について優れた業績を挙げ、かつ、前条各号の免除候補者の推薦基準の業績について十分な成績を上げる見込みがあるときは、機構に推薦することができる。

- (1) 大学院博士前期課程入学時の入試結果
- (2) 学士課程の成績

(推薦順位)

第10条 学長は、委員会の議を経て免除候補者及び内定候補者に推薦順位を付し、機構に申請する。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学務部学生課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、免除候補者及び内定候補者の選考の実施に必要な基準は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に日本育英会奨学制度により採用された者は、対象としない。

附 則 (平成19年4月1日規程第80号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第26号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第60号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月29日規程第15号)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第96号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第94号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月16日規程第34号)

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第90号)

この規程は、令和5年1月11日から施行する。